



## 「学力に関する証明書」申請の方へ（事前に必ずご確認ください。）

### 「学力に関する証明書」とは

教育職員免許状を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。

**「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。**別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合でもその学校種、科目で発行できない場合があります。**必要な証明書・様式（新法・旧法等）を事前に「提出先」に確認してください。**

### 「学力に関する証明書」が必要な場合について

- ①現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合
- ②現時点は免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合
- ③現時点は免許状取得要件を満たしておらず、他大学（通信制等）で不足単位を修得する場合

### 教育職員免許法改正に伴う本学の入学年度別の適用免許法について

#### 適用免許法 : 入学年度

新法（平成 28 年改正法） : 平成 31（2019）年度入学～  
旧法（平成 10 年改正法） : 平成 12（2000）～平成 30（2018）年度入学  
旧々法（昭和 63 年改正法） : 平成 2（1990）～平成 11（1999）年度入学  
旧々々法 : ～平成元（1989）年度入学

- ・旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合は**原則、新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行する必要があります。そのため、指定がない場合は新法で作成します。**旧法以前の「学力に関する証明書」の発行を希望される場合は、申請書に「旧法希望」等をご記入ください。

### 注意事項について

- ・免許状を紛失された場合は、都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。（本学から一括申請で免許状取得された方は、宮城県教育委員会が授与権者です。）
- ・免許状 1 種類につき、1 通必要です。  
例：中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）を 1 通ずつ必要である場合には、学力に関する証明書「2 通」の申請が必要です。
- ・旧法以前の入学生で、在学中に必要な単位を全て修得している場合は、入学時の免許法で「学力に関する証明書」を発行します。
- ・「学力に関する証明書」は、在学時の氏名にて発行します。

